

## 元請業者ヒアリング結果概要

## 1. 低価格で入札した理由

## 【当初から原価割れを認識して受注した場合】

- 低価格受注が常態化しており、直前の類似工事における落札率よりも低い落札率にせざるを得なかった。
- 最低制限価格でなければ落札できないため最低制限価格を基に積算した。
- 別の大型工事の入札に参加するための施工実績要件の確保のため。
- 自社が抱えている技術者や機械は、受注の有無に限らずかかる費用であるため、低価格であっても工事を受注した方がよいと判断した。
- その他
  - ・ 経営事項審査点や入札におけるランクを維持するため
  - ・ 自社が開発した新工法の実績を積むため
  - ・ 得意とする技術の伝承を図るため
  - ・ 当該工事を受注できれば、現地情報の取得や同種工事の実績を積むことにより、隣接地で見込まれている関連工事の受注を有利に進めることができるため
  - ・ 地元自治体発注の工事に大手建設企業が入札することがわかっていたため、地元建設企業としての意地で受注した。

※ヒアリング対象業者の中には、低価格入札でも利益が出ているとの回答を行った事業者があり、当該事業者からは次の回答があった。

- 機械代金のウェイトが高い工事において、機械メーカーの価格協力により定価の7割引きの価格で機械の調達が可能であった。

## 2. 低価格受注による企業経営への影響について

- 大幅な赤字の発生や一般管理費について必要な経費を確保できていない状況。
- 機械の減価償却費について必要な経費を確保できていない企業がみられた。
- 低価格入札工事による赤字分を他の工事等に付け回して、赤字額の補填等を行っている企業がみられた。
- 現場に配置する技術者の数を削減して、工事コストを削減している企業もみられた。

### 3. 低価格受注工事について元請業者が行ったコスト縮減方法

#### 【工事全般】

- 外注せず、自社の手持ち資機材等を活用して工事を施工
- 休日や夜間も工事を行い機械の稼働率を上げることにより、機械リース料を削減
- 作業の段取りを慎重に検討し、可能な限り手戻りを回避した

#### 【下請取引】

- 下請に対する価格協力（利益ゼロベースでの契約の依頼）
- 下請には、あらかじめ価格の目処を伝えて見積りを依頼
- 相見積りをとり、最低価格の業者を選定
- 一括購入による材料費の縮減
- 発注者との減額変更に合わせて同率で下請代金の額を減額

#### 【赤伝処理】

- 赤伝処理の一例
  - ・振り込み手数料
  - ・普通残土の処理費用
  - ・安全協力会費（下請協力会の会計で管理している場合もある）

#### 【支払】

- 瑕疵担保のため出来高の10%相当を保留している。

### 4. 工事契約後のコストアップ要因

#### 【当初は原価割れでないが、条件変更により原価割れとなった場合】

- 受注者の責によらない追加・変更工事が発生したものの、発注者側が追加・変更の契約をせず、コストが増大した。

### 5. 発注者側の課題

#### 【予定価格の事前公表】

- 予定価格や最低制限価格の事前公表が低価格入札に繋がる場合がある。

#### 【予定価格の算定方法】

- 大手企業数社の見積りのみで予定価格を決定するため、実勢価格より高くなる。

#### 【積算単価】

- ガードマン費用、高騰中の資材価格等発注者の積算と実勢価格が異なる場合がある。
- 鋼線等資材単価が上昇しても積算に反映されない。

#### 【発注者の事前調査不足】

- 発注者側が事前に十分な調査や関係者との調整を行っておらず、予期せぬ着工の遅れや手戻りの発生等工事が円滑に進まない場合がある。

#### 【追加・変更契約】

- 議会承認案件の場合、手続きが煩雑であるため、設計変更に応じてくれない。

○請負者の責任によらない工事中止に起因した工期延長が8～9割ある。また、工事中止や工期延長にかかる費用について発注者は配慮してくれない。

○VE 提案等新工法によるコスト縮減分は減額変更するという条件が契約書に付されていた。

○低価格工事で追加工事をする、積算価格に落札率を掛けるため、赤字が増大する。

#### 【発注者の技術不足】

○発注者の技術不足で相談ができない。

○発注者の担当者のレベルで対応が大きく変わる。

#### 【引渡し後の不当なやり直し工事等の要請】

○契約履行後相当程度期間が経過した後に、会計検査があるとして工事成果物の補修等は無償で行うよう依頼された。

### 5. その他

○2、3年前は低価格受注を繰り返したが、最近は利益率重視の受注活動へと方針転換している。

○以前は工期延長リスクを含めて価格決定していたが、現在は受注できないため含めない。

○社会保険に加入していない業者は、加入審査等によりチェックし、除外している。

○下請との信頼関係からすれば、保留金はとらなくても問題ない。